

都市計画概要 2013

第2編 名古屋の都市計画の現況

第10章 都市景観

- 10－1 沿革
- 10－2 都市景観条例
- 10－3 名古屋市広告・景観審議会
- 10－4 都市景観基本計画
- 10－5 景観計画
- 10－6 地区特性をいかした景観づくり
- 10－7 地域主体の景観づくり
- 10－8 誇りと愛着のある景観づくり
- 10－9 屋外広告物
- 10－10 その他の事業

10-1 沿革

昭和40年代後半以降の二度にわたるオイルショックを契機に人々の価値観は多様化し、「ものの豊かさ」だけではなく「心の豊かさ」も求めるようになった。そして、都市にも機能性や利便性だけでなく、さらに美しさ、楽しさ、魅力、快適さといった条件が必要となってきた。

このような背景のもと、昭和52年12月策定の名古屋市基本構想には「調和のとれた魅力ある都市景観の創造」が、昭和55年1月策定の名古屋市基本計画には「都市景観条例の制定」が掲げられた。

昭和57年3月、名古屋市都市景観懇談会（昭和55年10月設置）は、都市景観行政の進め方、都市景観基本計画のあり方、都市景観行政推進のための制度などについて政策提言をまとめ、市長に答申した。

この提言を受けて、昭和58年4月に「都市景観室」を設置、昭和59年3月に「名古屋市都市景観条例（以下、景観条例）」制定、昭和59年7月「名古屋市都市景観審議会」を設置したほか、昭和62年3月に「名古屋市都市景観基本計画（以下、都市景観基本計画）」を策定した。

その後、平成16年に景観法が制定されたことを受け、平成19年3月「名古屋市景観計画（以下、景観計画）」を策定した。

10-2 都市景観条例

（1）前文

「都市景観は、その都市に生活する市民の文化を最も端的に表現するものである。すぐれた都市景観は、都市の個性を生み、市民の心を豊かにし、そこに愛着と誇りを感じさせる。

わたくしたちのまち、名古屋は、さきの世界大戦による戦禍をのりこえ画期的な都市計画によるまちづくりをすすめて、明るく、活力のある大都市となった。

しかし、都市活動の機能性や安全性のみならず、さらに、人間性を尊重した快適な都市生活が強く求められるこんにち、緑と水に恵まれ、美しいまちなみを持ち、文化と歴史にまつまれた都市に生活することが、わたくしたちの願いとなっている。

わたくしたちは、先人の努力の成果を受け継ぎつつ英知と力を結集し、都市空間がすべての市民にとってかけがえのない共有財産であるとの認識のもとに、名古屋のまちをさらに美しく魅力にあふれた快適な都市に育て、

これを次代の市民に引き継いでいくことを決意し、ここに、この条例を制定する。」と、都市景観のとらえ方や市民と市の決意をうたっている。

（2）市、市民、事業者の責務

都市景観は、市民、事業者、市が一体となってつくるという認識から、それぞれの責務を定めている。

- ・市：都市景観の整備のため総合的な施策を実施する。
- ・市民：自らすぐれた都市景観づくりに努める。
- ・事業者：都市景観づくりに必要な配慮をする。
- ・市民及び事業者：市の行う都市景観施策に協力する。

（3）都市景観の整備

① 総合的な施策の推進

市長は、都市景観整備の基本的な目標を明らかにするとともに、市民と市がともに協力してその目標を実現する指針となる「都市景観基本計画」を策定すること、都市景観に関する調査、研究等を行うこと、市民の意識を高め又は知識の普及を図るため必要な施策を講ずることとしている。

また、市長その他の市の機関は、道路、公園その他の公共施設の整備改善、建築物の建築等を行う場合には、都市景観基本計画との整合を図るとともに都市景観の整備に先導的役割を果たすよう努めるほか、緑化の推進、町や川を美しくする運動の推進、市民文化の振興その他すぐれた都市景観に資する施策を積極的に推進するものとしている。

② 景観計画等

市長は、景観計画を策定するものとし、景観計画の定めるところにより、特に良好な景観を形成する必要がある地区を「都市景観形成地区」に指定できる。

また、届出対象となるもののほか、届出をする者は、景観計画に定める「良好な景観の形成に関する方針」及び「良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項（景観形成基準）」に適合するよう努めなければならないこと等について定めている。

市長は、届出があった場合において、必要があると認めるときは、必要な措置を講ずるよう助言し、又は指導することができる。

また、法に基づく勧告を受けた者が正当な理由なくこれに従わないときは、あらかじめ、公表する旨を通知し、意見陳述の機会を与えるとともに、審議会の意見を聴いた上で、その内容並びに氏名及び住所(法人にあってはそ

の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)を公表することができる。

③ 都市景観重要建築物等

市長は、都市景観の形成上重要な価値があると認められる建築物、工作物、樹木等を、「都市景観重要建築物」「都市景観重要工作物」「都市景観保存樹」「都市景観保存樹林」(「都市景観重要建築物等」と総称)として指定できる。

④ 認定地域建造物資産等

市長は、一定の地域における都市景観の形成上、歴史的又は文化的価値があると認める建築物、工作物、その他の物件を「登録地域建造物資産(登録地域資産)」として登録できるほか、重要なものについて「認定地域建造物資産(認定地域資産)」として認定することができる。

(4) 都市景観協定

一定の区域内の土地、建築物、工作物又は広告物若しくは広告物を掲出する物件の所有者又は使用権を有する者は、その区域における都市景観の形成についての協定を締結でき、代表者は市長に認定を求めることができる。

協定には、名称、目的、締結した者の氏名・住所、区域、建築物・工作物・広告物・木竹等に関する基準、協定の有効期間、違反があった場合の措置、変更又は廃止の手続について定める。

(5) 都市景観市民団体

一定の地域における都市景観の整備を推進することを目的として組織された団体で、市長が認定したものをいう。

認定の要件は、団体の活動が、都市景観の整備に有効であること、地域の多数の住民に支持されていること、関係者の所有権その他の財産権を不当に制限するものではないこと、団体規約が定められていることとしている。

(6) 表彰・助成等

市長は、すぐれた都市景観の形成に寄与していると認められる建築物、工作物、広告物その他の物件について、その所有者、設計者、施行者等を表彰することができる。

助成及び技術的援助の対象としては、都市景観形成地区の区域における行為、景観重要建造物等の保存若しくは活用、認定した都市景観市民団体の活動がある。また、技術的援助の対象としては、登録認定資産の所有者等がある。

10-3 名古屋市広告・景観審議会

名古屋市広告・景観審議会は、平成13年4月に名古屋市屋外広告物審議会(昭和32年発足)と名古屋市都市景観審議会(昭和59年発足)を統合して発足した。

この審議会は、学識経験者、市議員等で組織する市長の附属機関であり、市長の諮問に応じ、景観条例及び名古屋市屋外広告物条例により、その権限に属する事項を調査審議し答申を行うとともに、都市景観及び屋外広告物に関する事項について意見を述べるができる。

所掌事務としては、景観条例に基づくものとして、都市景観基本計画や景観計画に関すること、都市景観重要建築物等の指定、認定地域資産の認定、屋外広告物条例に基づくものとして、広告物の規格や禁止地域、広告物活用地区、総量規制に関することなどがある。

10-4 都市景観基本計画

(1) 計画の基本理念

① ふれあい

都市景観は、見るということを通して人間と周囲のさまざまな要素とを関係づける意味を持っているが、すぐれたものとの「ふれあい」は市民の人間性を高め、心を豊かにし、その都市への愛着と誇りを喚起させる。

② 調和

都市景観を構成するさまざまな要素が、単に全体の構成要素にとどまらず、いきいきとした個性を持ちながら、あるべきところに、あるべきすがた・かたちで「調和」する状態をつくり出すことが必要である。

(2) 計画の基本目標

基本理念を踏まえて、めざすべき都市イメージを次ページ図2-10-1のように設定し、計画の基本目標としている。

(3) 計画の骨子

① 景観自立地区

さまざまな景観資源が組み合わさって、その総合的な印象がひとつのまとまりをもった空間として意識される地域を「景観自立地区」とした。そして、全市域を186の景観自立地区に分け、都市景観を考えるうえでの基礎的単位とし、それぞれの景観特性を把握するとともに、景観整備の目標及び方針を定めている。

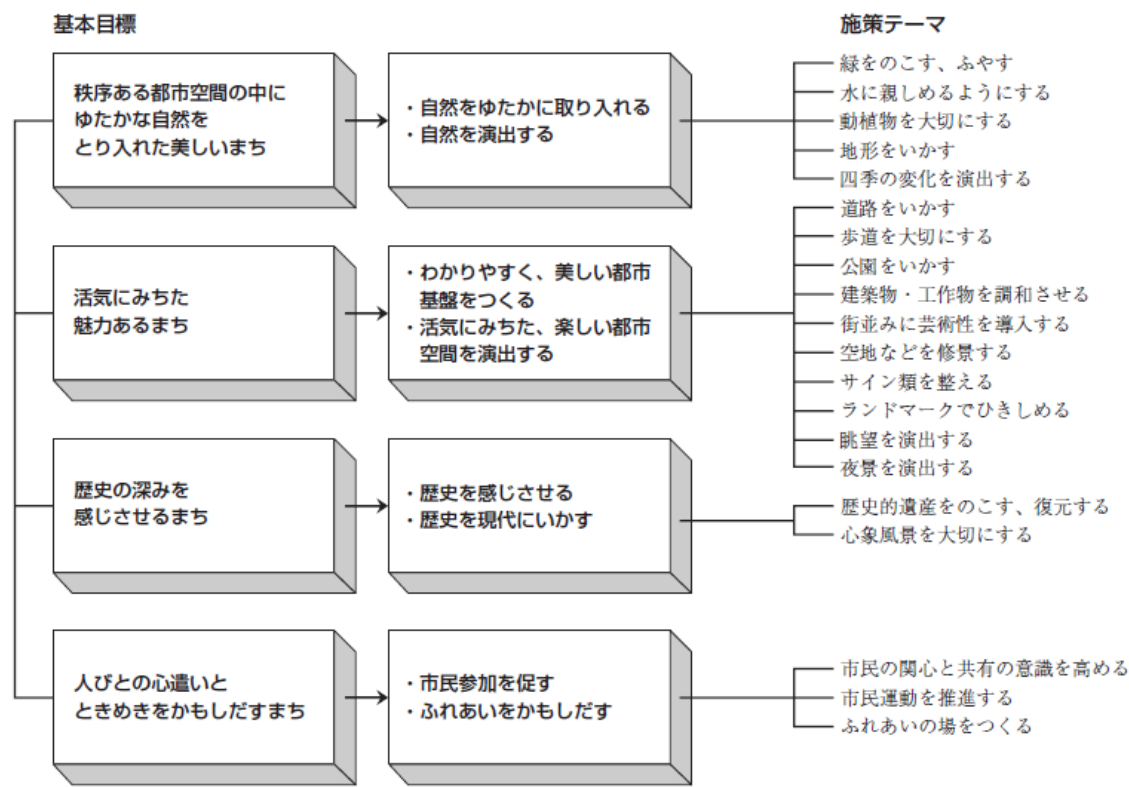


図 2-10-1 都市計画基本計画の基本目標・施策テーマ

② 景観基本ゾーン

地形や市街化の過程、土地利用状況などを踏まえ、全市域の景観自立地区を、12 の「景観基本ゾーン」(ひとつのまとまりとしてとらえることのできる都市景観自立地区の集積)に分け、それぞれの特性を把握するとともに景観整備の基本目標、基本方針を定めている。

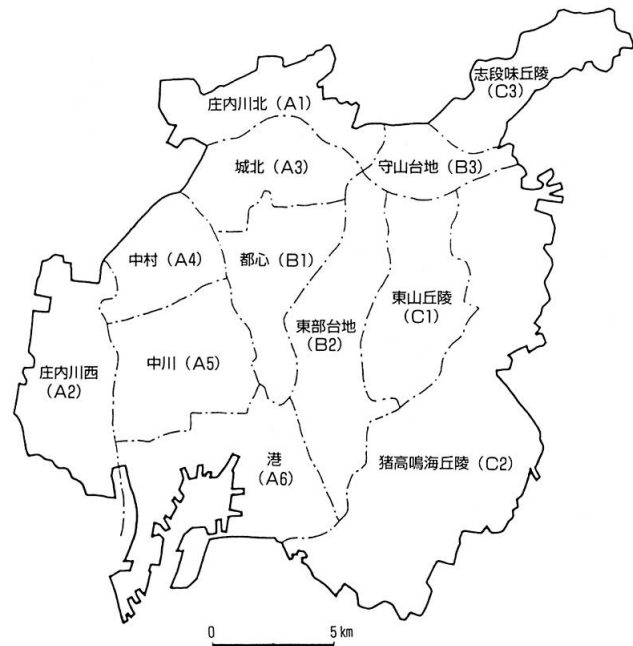


図 2-10-2 景観基本ゾーン

表 2-10-3 景観基本ゾーンの景観整備の基本目標

景観基本ゾーン	景観整備の基本目標
庄 内 川 北 (A1)	川に緑の映える 北のシティ・ゲート
庄 内 川 西 (A2)	水郷風景に親しむ 西のシティ・ゲート
城 北 (A3)	天守閣をのぞみ 下町情緒をはぐくむまち
中 村 (A4)	大鳥居に親しむ 名古屋の西玄関のまち
中 川 (A5)	運河をいかし 新たな活気をはぐくむまち
港 (A6)	躍動感あふれる 港の風景にとけこむまち
都 心 (B1)	スケールの大きな都市空間に 名古屋の歴史と未来をつなぐまち
東 部 台 地 (B2)	暮らしの中に 文化にとけこむまち
守 山 台 地 (B3)	川を身近に親しむ 坂のあるまち
東 山 丘 陵 (C1)	緑の丘につつまれた 感性豊かなまち
猪 高 鳴 海 丘 陵 (C2)	緑の丘に 歴史と新しい生活感覚の息づく 東のシティ・ゲート
志 段 味 丘	山の辺の古代の面影を伝える 公園のまち

③ 景観基本軸

河川や道路等は、景観基本ゾーン相互をつなぐ線的要素であるが、そのうち、全市的な規模を有し、全市の景観を構造づける骨組みとなっているもの、周辺との関わりにおいて自ら景観を育む役割を果たしているもの、非常に強いイメージをもつものを抽出して「景観基本軸」を設定し、それぞれの特性を把握するとともに景観整備の基本目標、方針を定めている。

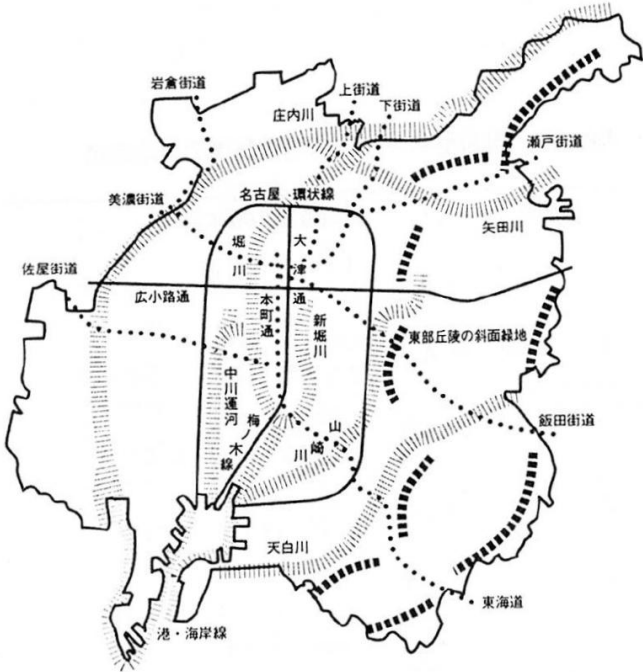


図 2-10-4 景観基本軸

(4) 計画実現のためのてだて

① 施策の整理と整備の手法

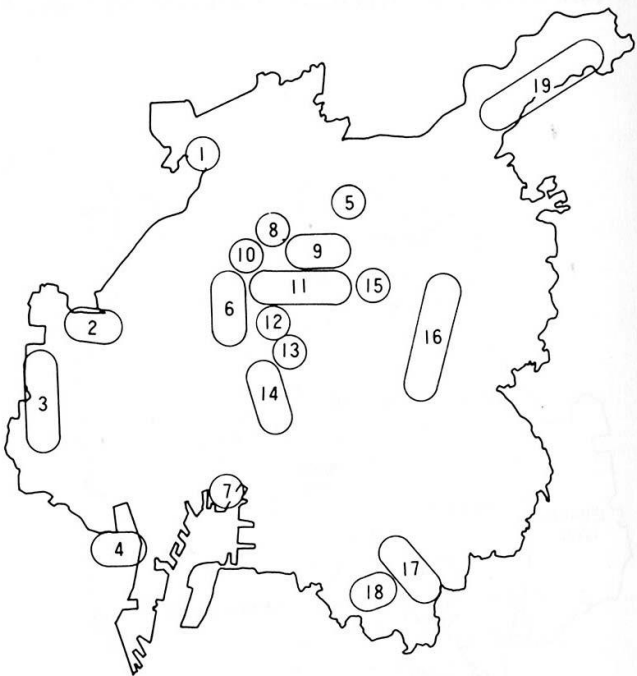
基本目標に沿って、図 2-10-1 のとおり 20 の施策テーマを設定し、それぞれの方向性、具体的な手法等についてまとめている。

② 重点的地区

重点的に優れた都市景観を創造し、又は保全する必要がある地区として、19 の重点的地区を定め、順次都市景観整備地区（現、都市景観形成地区）を指定していく。

表 2-10-5 景観基本軸の景観整備の基本目標

景観基本軸	基本目標
庄内川・矢田川	名古屋を包む水と緑のシンボル軸
天白川	東部丘陵の住宅地をつなぐ親水軸
山崎川	山手住宅地に季節感を彩る水と緑の帯
堀川・新堀川	城と宮を結ぶ歴史水際軸
中川運河	新しい都市拠点と港を結ぶ水の都市軸
港・海岸線	名古屋と世界を結ぶ海の玄関
広小路通	名古屋を貫く東西都心軸
大津通・梅ノ木線	城と宮と港を結ぶ南北文化軸
名古屋環状線	成熟した市街地の明日を開く都市回廊
旧街道	近世の名古屋の成り立ちを伝える歴史のネットワーク
東部丘陵の斜面緑地	地形の変化を感じる豊かな緑の帯



重点的地区

- | | | |
|----------|-------------|-----------|
| 1. 小田井 | 8. 城 | 14. 熱田 |
| 2. 万場・岩塚 | 9. 城下東 | 15. 今池 |
| 3. 戸田川 | 10. 那古野 | 16. 四谷山手通 |
| 4. 庄内川河口 | 11. 伏見・栄・新栄 | 17. 鳴海・有松 |
| 5. 大曾根 | 12. 大須 | 18. 大高 |
| 6. 名駅・笹島 | 13. 金山 | 19. 志段味 |
| 7. 築地 | | |

図 2-10-6 重点的地区

10-5 景観計画

本市では、平成 16 年の景観法制定を受け、平成 19 年に「名古屋市景観計画」を策定した。

景観計画は、昭和 62 年 3 月に策定した「都市景観基本計画」を上位計画としており、その基本理念と基本目標の実現に向けた、良好な景観形成の基準を示すものと位置付けている。

景観計画では、「景観計画の区域」を市内全域とし、特に良好な景観の形成をすすめる地区を「都市景観形成地区」に位置づけているほか、景観計画区域における良好な景観の形成に関する方針、大規模建築物等・都市景観形成地区内における建築行為等や屋外広告物の表示等についての「景観形成基準」、及び景観重要建造物・樹木の指定方針に関する事項等について定めている。

なお、景観計画の策定により、建築行為等の届出が、景観条例に基づくものから法に基づくものになり、届出を受理した日から 30 日を経過した後でなければ当該届出の行為に着手できないこととなったほか、個別の状況

に応じて助言・指導を行っていた大規模建築物等についても基準（景観形成基準）が明確化された。また、景観形成基準の下に勧告制度などの法的措置も活用できるようになった。

10-6 地区特性をいかした景観づくり

(1) 届出制度

建築物や工作物は景観を構成する主要な要素であり、周辺のまちなみに与える影響が大きいと、届出制度を設けることにより景観形成基準への適合を確認し、助言・指導等を行っている。

都市景観形成地区内では原則全ての建築物・工作物を届出対象としており、景観計画区域（名古屋市全域）では大規模建築物・大規模工作物を届出対象としている。

届出制度は従前の都市景観整備地区のときから行ってきたが、都市景観形成地区移行に伴い、手続き等も変更した（表 2-10-7、図 2-10-8、図 2-10-9）。

表 2-10-7 都市景観整備地区と都市景観形成地区の手続きの比較

区 分	※都市景観整備地区	都市景観形成地区
手続き	○都市景観条例に基づく届出	○景観法に基づく届出
手続き期間	○行政上の手続き（又は行為の着手）の 2 週間前までに届出	○届出から 30 日経過後でなければ行為の着手不可
基準に適合しない場合	○助言・指導	○助言・指導・勧告・公表
事後報告	○規定なし	○届出行為の完了後 2 週間以内に報告

※移行したため、都市景観整備地区は現在ありません。

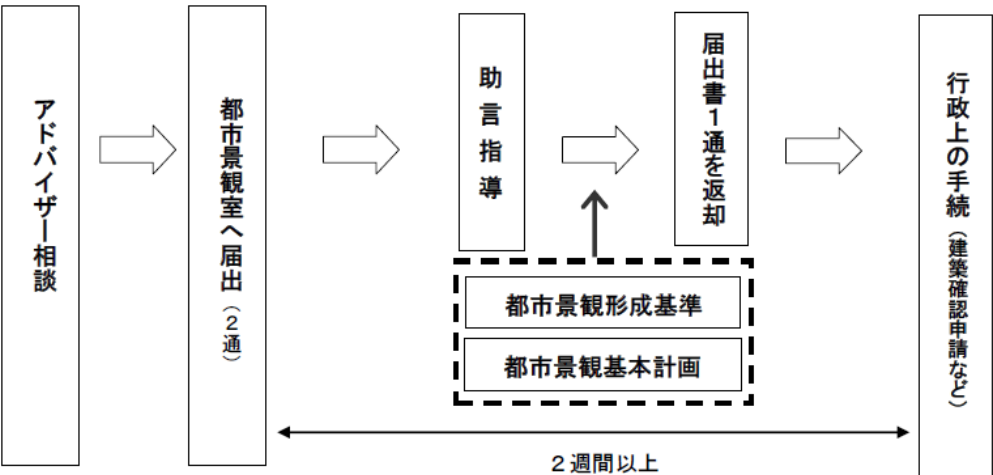


図 2-10-8 都市景観整備地区の手続きの流れ ※移行したため、都市景観整備地区は現在ありません。

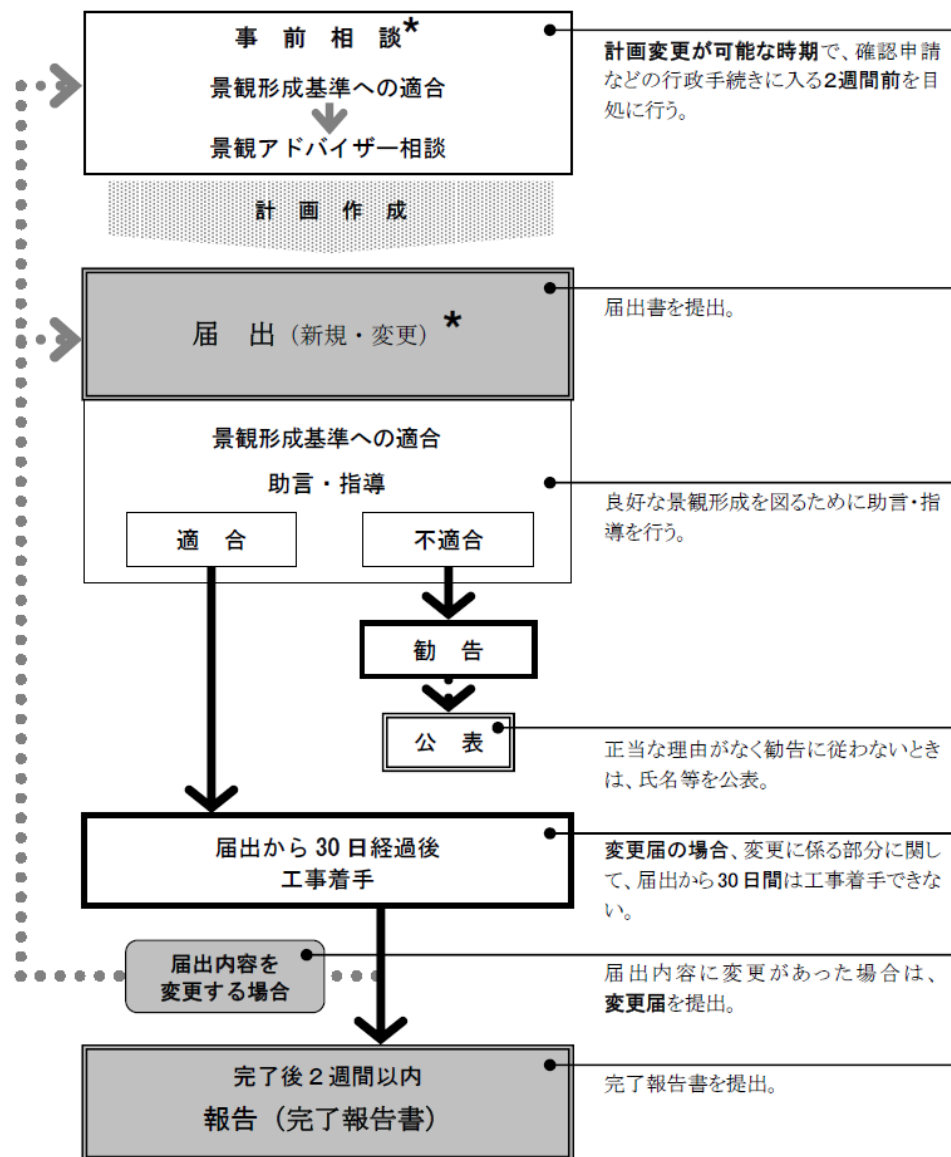


図 2-10-9 都市景観形成地区の手続きの流れ

(2) 都市景観整備地区(都市景観形成地区の前身)

重点的地区の中から久屋大通地区をはじめ 6 地区を、住民の合意を得ながら、景観条例に基づき指定したが、現在は全ての地区が景観法に基づく都市景観形成地区へと移行している。(表 2-10-10 参照)

都市景観整備地区を指定するにあたっては、各地区にて都市景観整備推進委員会(住民、商店街、企業、行政機関等から構成される組織)を設置し、その中で都市景観に関する事項を調査研究するとともに、都市景観整備計画、都市景観形成基準の検討を行い、それを受けて市長がそれらを定めた。

都市景観整備地区では、道路や公園などの公共空間において都市景観整備計画に基づき整備を行うとともに、民有空間においては都市景観形成基準に基づき建築行為等の事前届出とその助言・指導により、優れた都市景観の形成を誘導した。

① 久屋大通地区

優れた都市景観の事例を提供し、市民の理解を深めるため、昭和 58 年、久屋大通地区(面積約 30ha)を都市景観整備モデル地区に指定し、モデル事業を実施した。

昭和 62 年 3 月、景観条例に基づく都市景観整備地区第 1 号として指定した。さらに昭和 63 年 3 月に都市景観整備計画及び都市景観形成基準を定めた。

公共空間の整備として公園の南北方向の連続化、歩道の拡幅等を行うとともに、民有空間における建築行為等の届出に対する助言・指導を実施した。

② 名古屋駅地区

名古屋大都市圏の玄関としてのイメージアップなどを基本目標に、久屋大通地区と同時に地区指定された名古屋駅地区(面積約 18ha)は、名古屋駅の東側の地区で、久屋大通地区と同様、昭和 63 年 3 月に都市景観整備計画及び都市景観形成基準を定め、昭和 63 年度から都市景観

整備事業を実施した。その後、21世紀に向けた名古屋駅地区の長期構想の検討が行われ、平成4年2月、名古屋駅への導入路でもある太閤通及び広小路通を含めた区域拡大を行った（区域拡大後の面積約45ha）。

③ 築地地区

築地地区は、まちと港の一体的な都市景観の形成を図るために、地区のメインストリートである江川線と新しい港づくりが進むガーデンふ頭・西ふ頭を中心に、平成2年1月に都市景観整備地区（面積約52ha）に指定し、国際都市名古屋の海の玄関にふさわしいまちをつくることなどを基本目標にした。

④ 広小路・大津通地区

広小路・大津通地区は、名古屋の中心的商業地としてのにぎわいと活力のあるまちづくりなどを基本目標に、平成3年2月に都市景観整備地区（面積約29ha）に指定した。

都市景観整備事業として、平成4年2月の名古屋駅地区の拡大区域とあわせ、広小路通の電線類地中化・歩道

拡幅修景などの道路景観整備（延長約3km）を実施し、平成5年3月に完成している。

⑤ 四谷・山手通地区

四谷・山手通地区は、緑と坂と曲線を生かし、まちの中に四季が感じられるまちづくりなどを基本目標に、平成5年7月に都市景観整備地区（面積約58ha）に指定した。

四谷・山手通地区では幹線道路沿道地区のほか、周辺区域における景観向上をめざし、緑豊かな区域や、大学や社寺等の景観拠点となる箇所を含んだ地区を、景観こみち地区として位置づけた。

⑥ 今池地区

今池地区は、居住環境に配慮しつつ、誰にも親しまれ、活気とにぎわいと魅力ある都市空間の創造をめざすことなどを基本目標に、平成9年3月に都市景観整備地区（面積約27ha）に指定した。

二つのまとまりのある区域（千種駅前周辺、今池駅周辺）からなる今池地区では、それぞれの区域の特性に基づいた景観整備を行った。

表 2-10-10 都市景観整備地区（都市景観形成地区の前身）概要

地区名	区域	基本目標	形成基準の特徴
久屋大通地区 S62.3.31 指定	久屋大通及び東西 30m までの沿道 約 30ha	名古屋の顔にふさわしい都心の 核となるまちづくり他	量感のある建物、自家用広告物以外 の原則禁止
名古屋駅地区 S62.3.31 指定 H4.2.20 変更	名駅通（中央郵便局～笹島）、桜通（駅前 ロータリー～泥江町）、広小路通・太閤通 （堀川～椿町通）、椿町通（則武～太閤 通）及びその沿道と名古屋駅 約 45ha	名古屋大都市圏の玄関としての イメージアップ他	量感のある建物、広告物の総量規 制、自家用広告物以外の原則禁止 （ロータリー周辺）
築地地区 H2.1.4 指定	江川線（港区役所以南）及びその沿道と ガーデン埠頭一帯 約 52ha	国際都市名古屋の海の玄関にふ さわしいまちづくり他	港町らしい三角屋根、白色系の街 並、屋上広告の原則禁止
広小路・ 大津通地区 H3.2.5 指定	広小路通（納屋橋～広小路葵）、大津通 （錦通～若宮大通）及びその沿道 約 29ha	名古屋の中心的商業地として、 にぎわいと活力のあるまちづく り他	1、2 階部分の原則 2.5m セットバック、1 階部分の用途を物販、飲食、サービス店に原則限定
四谷・ 山手通地区 H5.7.1 指定	四谷・山手通（本山～八事～雲雀ケ岡） 及びその沿道 約 58ha	緑と坂と曲線をいかし、まちの 中に四季が感じられるまちづく り他	緑と地形等に調和した建物、1 階部分の 原則 1.5m のセットバック、自家用広告 物以外の禁止
今池地区 H9.3.31 指定	千種区今池一丁目・三丁目・四丁目・五 丁目、内山三丁目の各一部 約 27ha	昼のにぎわいと夜のにぎわいに みちた活気のあるまちづくり他	多様な表情をもつ店舗がモザイク的に 並ぶまちなみ（今池駅周辺）、壁面を利用した装飾や電飾化による演出

(3) 都市景観形成地区

都市景観整備地区を指定して以降、建築物の新築などの行為の届出に対して、基準に基づく助言・指導を行ってきた。しかし、想定されなかった大型映像装置やLED等の動く映像の出現など、当時の基準では対応しきれない状況の変化が現われてきた。こうした中、平成16年6月に景観法が制定されたことから、より効果的な届出制度とするため、基準の見直しを行うとともに、景観計画に基づく都市景観形成地区への移行を行った。現在は、新たに1地区（白壁・主税・榑木地区）を追加し、7地区を指定している（図2-10-11、表2-10-12、表2-10-13、図2-10-14）。

① 久屋大通地区

久屋大通都市景観形成地区は、平成19年10月より運用を開始した。スケールの大きな空間と豊かな緑にふさわしい品位ある洗練されたデザインの街並みとすることなどを基本方針としている。

② 広小路・大津通地区

広小路・大津通都市景観形成地区は、平成19年10月より運用を開始した。名古屋の都心にふさわしい調和のとれた街並みとすることなどを基本方針としている。

③ 名古屋駅地区

名古屋駅都市景観形成地区は、平成20年10月より運用を開始した。また、都市景観形成地区への移行の際、名駅通の一体的な景観形成を目指し、区域の拡大を行っている（区域拡大後の面積約46ha）。名古屋大都市圏の玄関としての風格と都市の魅力を感じさせるシンボリックな都市空間とすることを基本方針としている。

④ 四谷・山手通地区

四谷・山手通都市景観形成地区は、平成20年10月より運用を開始した。坂・緑・曲線を描く街路、社寺や店舗、大学などの資源をいかし、自然・歴史・文化を大切にした感性豊かな都市空間とすることを基本方針としている。

⑤ 築地地区

築地都市景観形成地区は、平成22年4月より運用を開始した。名古屋の海の玄関にふさわしい街並みとし、活気ににぎわいにあふれた港まちらしい個性豊かな都市空間とすることを基本方針としている。

⑥ 今池地区

今池都市景観形成地区は、平成22年4月より運用を開始した。商業・娯楽・文化などが混ざり合うまちの特性をいかし、親しみとふれあいのある個性的で魅力ある都

市空間とすることを基本方針としている。

⑦ 白壁・主税・榑木地区

白壁・主税・榑木地区は、名古屋開府以来の武家屋敷の面影、優れた戦前の和風・洋風建築物、緑豊かな住宅地としての佇まいを活かし、歴史・文化の香りを感じさせる、閑静で落ち着いた都市空間とすることを基本方針に、都市景観形成地区（面積約17ha）へと位置づけられ、平成24年3月より運用を開始した。

都市景観整備地区を前身としない都市景観形成地区ではあるが、昭和60年5月に名古屋市町並み保存要綱に基づき指定された「白壁・主税・榑木町並み保存地区」と重なる部分が多く、古くから地域住民と行政が協力しながら、歴史的景観の保全に取り組んできた地域でもある。

図2-10-11 都市景観形成地区の位置及び区域

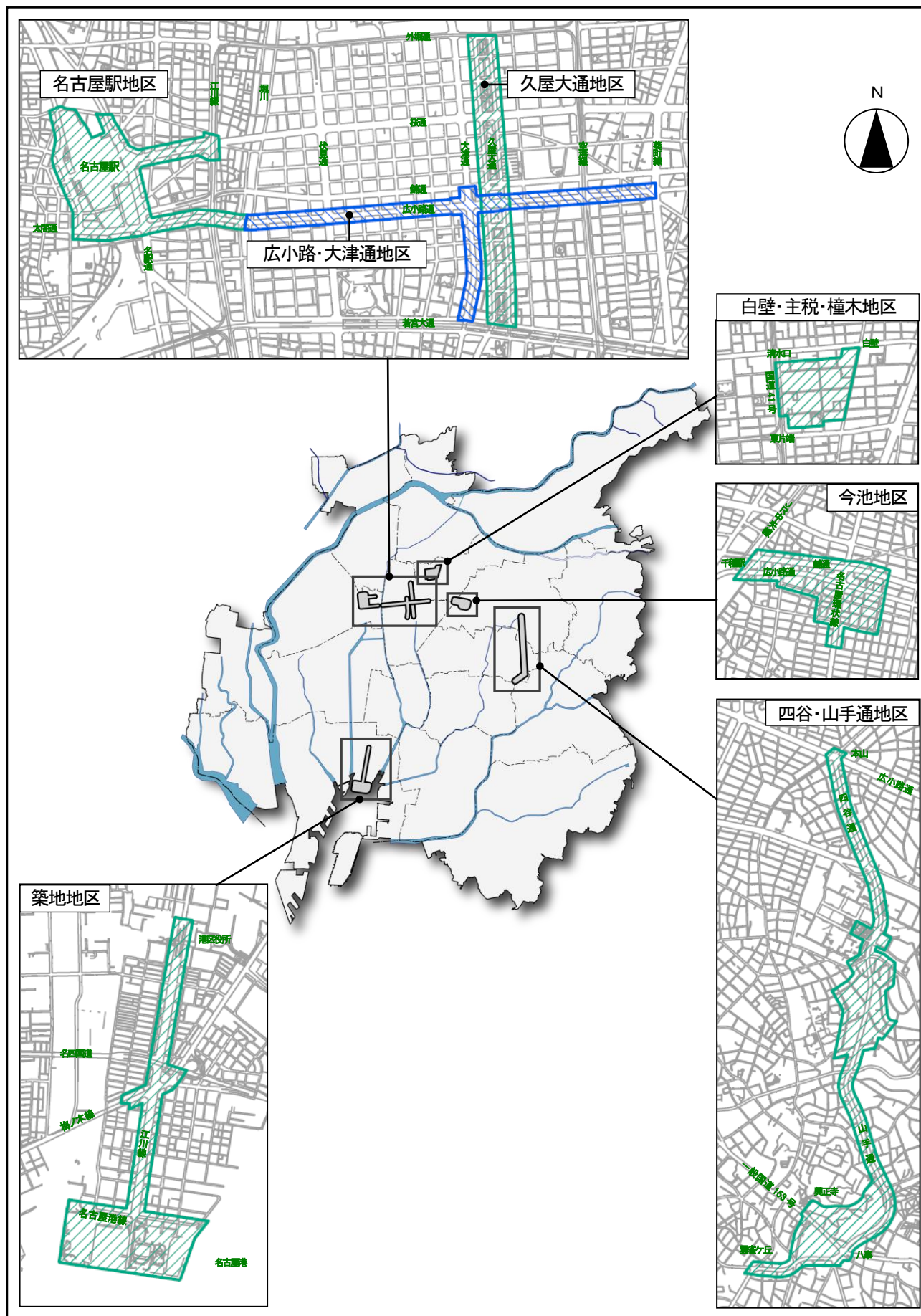


表 2-10-12 都市景観形成地区概要

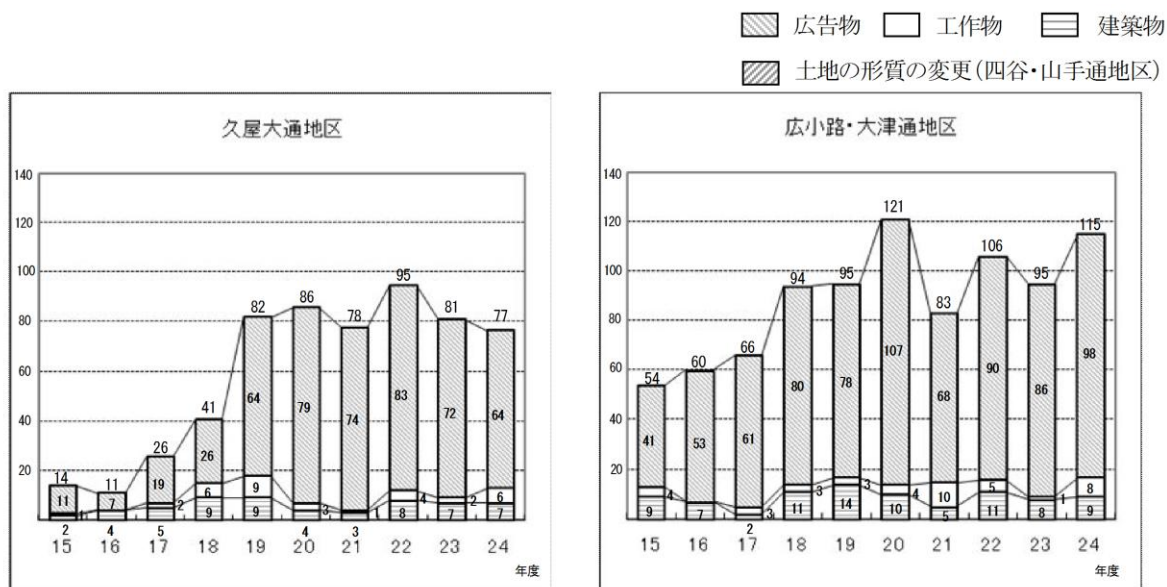
地区名	区域	基本方針	形成基準の特徴
久屋大通地区 H19. 10. 1 運用開始	久屋大通及びその沿道 約 30ha	スケールの大きな空間と豊かな緑にふさわしい品位ある洗練されたデザインの街並みとし、にぎわい、憩い、親しみを感じる人間性豊かで活力ある都心空間とします。	量感のある建物、自家用広告物以外の原則禁止
広小路・大津通地区 H19. 10. 1 運用開始	広小路通(納屋橋～広小路葵)、大津通(錦通～若宮大通)及びその沿道 約 29ha	名古屋の都心にふさわしい調和のとれた街並みとし、にぎわいと親しみと文化の香り高い人間優先の魅力ある都市空間とします。	1、2 階部分の原則 2.5m セットバック、1 階部分の用途を物販、飲食、サービス店舗に原則限定
名古屋駅地区 H20. 10. 1 運用開始	名駅通、桜通、広小路通・太閤通、椿町通及びその沿道と名古屋駅 約 46ha	名古屋大都市圏の玄関としての風格と都市の魅力を感じさせるシンボリックな都市空間とします。	量感のある建物、広告物の総量規制、自家用広告物以外の原則禁止(ロータリー周辺)
四谷・山手通地区 H20. 10. 1 運用開始	山手グリーンロード、一般国道 153 号及びその沿道 約 58ha	坂・緑・曲線を描く街路、社寺や店舗、大学などの資源をいかし、自然・歴史・文化を大切にした感性豊かな都市空間とします。	緑と地形等に調和した建物、1 階部分の原則 1.5m のセットバック、自家用広告物以外の禁止
築地地区 H22. 4. 1 運用開始	江川線(港区役所以南)及びその沿道とガーデンふ頭一帯 約 52ha	名古屋の海の玄関にふさわしい街並みとし、活気とにぎわい、あふれた港まちなしい個性豊かな都市空間とします。	港まちなしい三角デザインの採用、白色系の街並、屋上広告の原則禁止
今池地区 H22. 4. 1 運用開始	千種区今池一丁目・三丁目・四丁目・五丁目、内山三丁目の各一部 約 27ha	商業・娯楽・文化などが混ざり合うまちの特性をいかし、親しみとふれあいのある個性的で魅力ある都市空間とします。	多様な表情をもつ店舗がモザイク的に並ぶ街並み(今池駅周辺)、壁面を利用した装飾や電飾による夜景の演出
白壁・主税・榑木地区 H24. 3. 1 運用開始	白壁四丁目、五丁目、主税町 3 丁目、4 丁目、榑木町 2 丁目、3 丁目のうち、国道 41 号、杉村老松線及びその他道路(最南線)の道路中心線と白壁町筋沿道奥行き(北側)55m、杉村老松線沿道奥行き(西側)90m、榑木町筋沿道奥行き(南側)5m 並びに新出来町線の道路境界線に囲まれた区域 約 17ha	名古屋開府以来の武家屋敷地の面影、優れた戦前の和風・洋風建築物、緑豊かな住宅地としての佇まいを活かし、歴史・文化の香りを感じさせる、閑静で落ち着いた都市空間とします。	建築物・工作物の高さの最高限度は 20m 以下(商業地域除く) 自家用広告物以外の原則禁止

既存の都市景観整備地区（6地区）では、地区指定（久屋大通地区はモデル地区指定）に合わせて、本市と関係住民が協同して実施する都市景観整備事業の推進に資するため、都市景観整備推進委員会を設置していた。その委員会から検討部会を発足し、形成地区指定に向けて基準の変更案等について検討を重ねた（大津通地区では役員会にて検討）。白壁・主税・檀木地区では都市景観形成地区指定に向けて、都市景観形成推進委員会を設置。その委員会から検討部会を発足し、検討を行った。

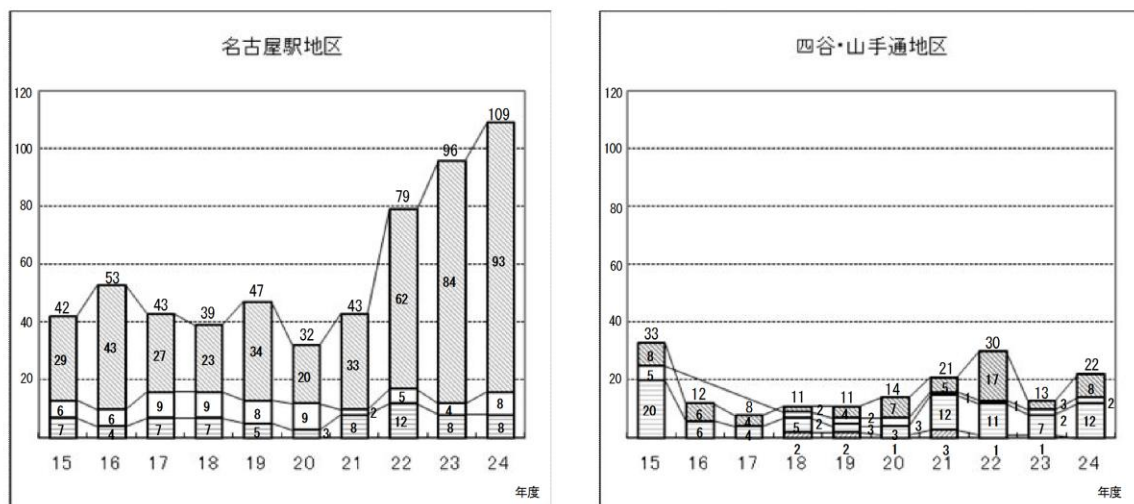
年度	久屋大通	広小路・大津通 広小路 大津通	名古屋駅	四谷・山手通	築地	今池	白壁・主税・檀木
S58	モデル地区指定						
S62	整備地区指定		整備地区指定				
H2					整備地区指定		
H3		整備地区指定	整備地区指定				
H5				整備地区指定			
H9						整備地区指定	
H15		第1回検討部会 第2回検討部会					
H16		第3回検討部会 第4回検討部会 第5回検討部会 第6回検討部会 アンケート実施					
H17	第1回検討部会 第2回検討部会 アンケート実施	第7回検討部会 地元の会議	第1回役員会 第2回役員会 第3回役員会 アンケート実施				
H18	第3回検討部会 地元説明会 景観審議会 都計審議会 告示	地元説明会 景観審議会 都計審議会 告示	第4回役員会 第5回役員会 地元説明会 景観審議会 都計審議会 告示	第1回検討部会 第2回検討部会 アンケート実施	第1回検討部会 第2回検討部会 第3回検討部会		
H19	形成地区指定	形成地区指定	形成地区指定	第3回検討部会 地元説明会 景観審議会 都計審議会	アンケート実施 第4回検討部会 地元説明会 景観審議会 都計審議会		
H20			告示 形成地区指定	告示 形成地区指定	第1回検討部会 第2回検討部会 第3回検討部会 第4回検討部会 アンケート実施	第1回検討部会 第2回検討部会 第3回検討部会 アンケート実施 第4回検討部会	
H21					第5回検討部会 地元説明会 景観審議会 都計審議会 告示	地元説明会 景観審議会 都計審議会 告示	
H22					形成地区指定	形成地区指定	第1回検討部会 第2回検討部会 第3回検討部会 第4回検討部会 アンケート実施 第5回検討部会
H23							地元説明会 景観審議会 都計審議会 告示 形成地区指定



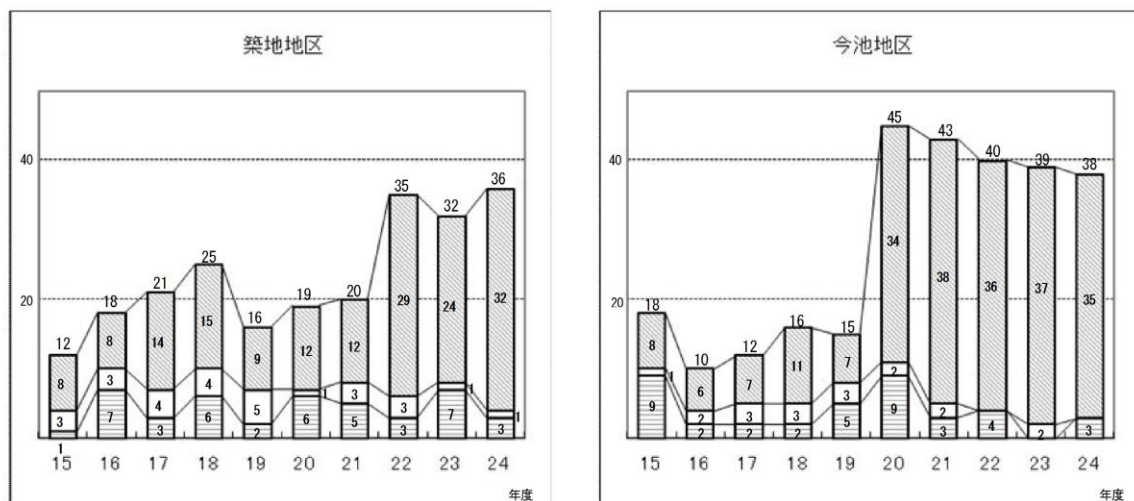
図2-10-13 都市景観形成地区指定の経緯



※平成19年10月以降は、都市景観形成地区の届出等



※平成20年10月以降は、都市景観形成地区の届出等



※平成22年4月以降は、都市景観形成地区の届出等

白壁・主税・榎木地区

・平成23年度 届出等件数 0件 (※平成24年3月より都市景観形成地区の届出等が開始)

・平成24年度

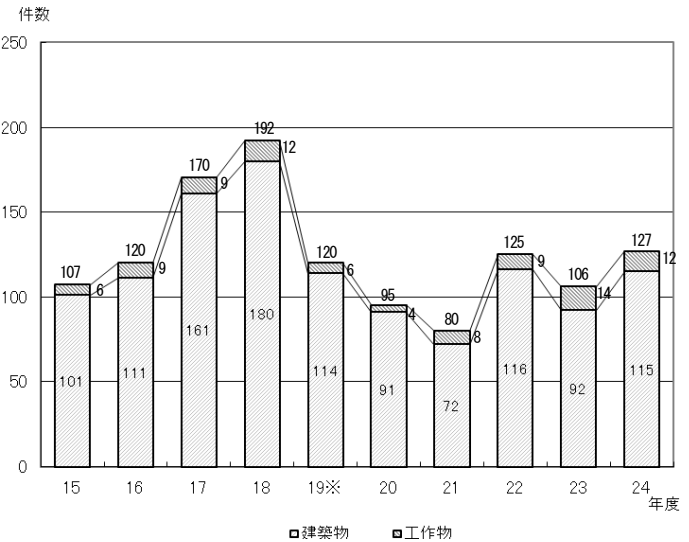
建築物	工作物	広告物	合 計
8	0	1	9

図 2-10-14 都市景観形成地区・都市景観整備地区内の届出等件数 (平成 24 年 3 月 31 日時点)

(4) 大規模建築物等の届出

景観計画区域（名古屋市全域）において、大規模な建築行為等については地域の景観形成への影響が大きいため、新築等の行為に対して事前届出と景観形成基準に基づく助言・指導を行っている。

平成 19 年 10 月 1 日より景観法に基づく届出制度を実施しているが、それ以前は景観条例に基づく届出制度を実施していた。届出制度の根拠法令移行に伴い、手続き等も変更した（表 2-10-15、図 2-10-16）。



※平成 19 年 9 月 30 日以前は都市景観条例に基づく届出

図 2-10-16 大規模建築物等の届出件数
(平成 24 年 3 月 31 日時点)

表 2-10-15 大規模建築物・工作物の手続き等の変更点

区 分		～平成 19 年 9 月 30 日	平成 19 年 10 月 1 日～
対 象	建築物	○地上からの高さが 31m 超の建築物 ○延べ面積が 10,000 m ² 超の建築物	○高さが 31m 超の建築物 〔共同住宅のうち、指定容積率 500% 以上の地域に建築され、敷地面積 500 m ² 未満のものは除外〕 ○延べ面積が 10,000 m ² 超の建築物 〔店舗、飲食店、遊技場等の集客施設は、延べ面積 3,000 m ² 超の建築物〕
	工作物	○地上からの高さが 31m 超の工作物 〔建築物に定着、又は継続して設置される場合で、その高さが 10m 超、かつ、建築物の高さとの合計が 31m 超の工作物〕 ○敷地の用に供する土地の面積が 10,000 m ² 超の工作物 ○地上からの高さが 5m 超の高架道路、高架鉄道等 ○幅員が 15m 超、又は延長が 30m 超の橋りょう、横断歩道橋、こ線橋等	同 左
手続き		○都市景観条例に基づく届出	○景観法に基づく届出
手続き期間		○行政上の手続き（又は行為の着手）の 4 週間前までに届出	○届出から 30 日経過後でなければ行為の着手不可
基準（指針）に適合しない場合		○助言・指導	○勧告・公表
事後報告		○規定なし	○届出行為の完了後 2 週間以内に報告

(5) 景観アドバイザー制度

専門家を景観アドバイザーとして委嘱しており、主な職務は、届出に関する助言又は指導、建築物又は広告物等のデザインの相談、その他都市景観の整備に関することである。

現在、建築物・工作物担当2名、広告物担当1名、計3名のアドバイザーが、原則として週に各1回、年間約300件の相談に応じている。

(6) 都市景観形成助成

都市景観形成地区の区域内において、優れた景観形成に著しく寄与する行為に関し、要する費用の2分の1以内2,000,000円を上限として助成するもので、修景助成と除却助成に分類される。

修景助成は、建築物・工作物・広告物等が、周辺地域と著しく不調和な物件の外観に関する修景工事に対して助成するもので、景観計画に定める行為の制限に適合すること、当該地区の都市景観整備委員会又は都市景観形成推進委員会からの要請を受けて市長が認めたものであることのすべてを満たすことが要件である。

除却助成は、周辺地域と著しく不調和な建築物、工作物並びに広告物及び広告物を掲出する物件の除却工事に対して助成するもので、除却対象が景観計画に定める行為の制限に明らかに適合していない、もしくは市長の要請により除却を行う者に特別の負担を負わすものであることのいずれかを満たすことが要件である。

10-7 地域主体の景観づくり

(1) 都市景観協定

地域住民が自ら地域の景観を守り育てるため、建築物や工作物、広告物、植栽等について協定を締結したもので、景観条例27条に基づき市長が認定した協定は3件である。

地区内で、建築物の新築、工作物の新設、広告物の新設・意匠変更等を行う場合には、各協定の運営団体の事務局で事前協議を行う必要がある。

① 錦三丁目地区（昭和62年8月締結）

錦三丁目地区における「街づくり憲章」として、関係者の街づくりに対する意思の統一を図り、快適な居住環境と魅力ある繁華街の両立する、シティづくりにより、名古屋の顔にふさわしい美的な都市を育成し、より一層の地域の活性化を図ることを目的としている。

区域は中区錦三丁目の一部で、街づくりの基本方向として、昼夜にわたり魅力あふれる都心の繁華街、老若男女が安心して回遊し飲食を楽しめる街、快適な居住環境を保持し個性的で愛着がもてる街を掲げており、建築物、工作物、広告物等の計画にあたっては、錦三地区景観の基準を遵守するよう努めるとしている。

事前協議先は、「錦三丁目地区の都市景観をよくする会」事務局である。

② 白川通地区（平成6年11月締結）

白川通りが栄地区および白川公園地区という名古屋都心の2大文化ゾーンを結ぶにふさわしい通りとなることを願い、沿道関係者が協定を結び、白川通地区に文化的な魅力ある都市空間を創造し、名古屋を代表する通り、まちなみとするとともに、地域環境の向上および活性化を図ることを目的としている。

区域は、中区栄二丁目および三丁目の各一部であり、まちづくりの基本目標として、芸術及び文化の香りがただよう格調高い都心のまちをつくる、華やかさと温もりを合わせもつ快適な都心のまちをつくる、だれもがいつでも安心して楽しみながら歩けるやさしいまちをつくる、居住者と来街者、歩行者と自動車が共存できる秩序あるまちをつくる、の4つを掲げている。

区域内での建築物、工作物、広告物等の計画に当たっては、白川通地区の景観形成の基準を遵守するよう努めるとしている。

事前協議先は、「白川通まちづくりの会」事務局である。

③ 住吉通地区（平成9年9月締結）

住吉通りが名古屋の都心地区の中で「美と食のクロスオーバータウン」、「食文化の発信基地」の機能を分担することを願い、沿道関係者の街づくりに対する意思統一を図り、調和のとれた魅力的なまちづくりを進めることを目的としている。

区域は中区栄三丁目の一部であり、まちづくりの基本目標として、来街者に心地よさを提供する「おもてなしのできるまち」をつくる、まちなみに「和」の心を持つ都会的なまちをつくる、居住者来街者とも安心して楽しみながら歩ける安全なまちをつくる、の3つを掲げ、景観形成の基準を設けている。

事前協議先は、「住吉通まちづくりの会」事務局である。

(2) 都市景観市民団体

地域の景観向上と住民意識の高揚を図るため、一定の地域における都市景観の整備を推進することを目的とし

て組織された団体で、所定の要件を満たすものを認定することができる。これまでに 7 団体の認定実績がある。

(3) 市民団体助成

助成の対象となる団体は、都市景観形成地区及びそれに準ずる地区内で活動する団体、又は都市景観の整備を著しく推進すると認められる団体認定した都市景観市民団体である。

助成金は、都市景観の整備に関する活動費及び団体の運営費の合計額で 1 回 50 万円を限度とし、同一団体にあっては各年度 1 回、通算 5 回を限度とする。

10-8 誇りと愛着のある景観づくり

(1) 都市景観重要建築物等

景観条例 24 条に基づき、平成元年度から現在までに、都市景観重要建築物 35 件（うち 2 件取壊により指定解除）、都市景観重要工作物 12 件、都市景観保存樹 14 件を指定している。

都市景観に深みと個性をもたらす歴史的建造物は、都市景観形成上重要な役割を担っており、地域のランドマークあるいはシンボルを守っていくことは、地域の景観を引き締めていく上でも重要である。

(2) 景観重要建造物・景観重要樹木

景観法の規定による景観重要建造物を平成 19 年度に 4 件、平成 20 年度に 1 件、計 5 件を指定している。

(3) 景観重要建造物等保存助成

景観重要建造物、景観重要樹木、都市景観重要建築物、都市景観重要工作物及び都市景観保存樹の保存のために必要な行為に関する助成制度で次の 5 つがある。

ただし、国、県、市の指定文化財及び指定保存樹・樹林は助成対象外となるほか、町並み保存事業や民間木造住宅耐震改修工事、民間非木造住宅耐震改修促進事業の補助金を受ける場合で、助成の対象となる行為が重複する場合には、該当行為を助成対象行為から除外する。

① 景観重要建造物・耐震診断費

対象は、耐震診断費（木造住宅耐震診断の対象を原則除く）。

助成限度額は、100 万円以内で費用の 2 分の 1 又は建造物の規模に応じて算出した額のいずれか低い額。

② 景観重要建造物・設計費

対象は、保存活用を図るための工事（用途変更を伴わない内装工事を除く）に伴う設計費。

助成限度額は、100 万円以内で費用の 2 分の 1 又は建造物の規模に応じて算出した額のいずれか低い額。

③ 景観重要建造物・工事費

対象は、外観の保存工事（構造耐力上主要な部分の修理を含む）、耐震補強工事、及び警報設備等の整備工事。

助成限度額は、木造 500 万円、非木造 1000 万円以内で、費用の 2 分の 1 又はそれぞれ規模に応じて算出した額のいずれか低い額。

④ 都市景観重要建築物及び工作物・工事費

対象は、外観の保存にかかる工事費（構造耐力上主要な部分の修理を含む）で、助成限度額は、景観重要建造物の工事費の算定と同じ。

⑤ 景観重要樹木及び都市景観保存樹の維持管理費

対象は、樹木の保存のための維持・管理費で、助成額は、1 本当たり年 1 回 3,000 円。

(4) 名古屋市都市景観賞

市民から推薦応募があった、優れた都市景観の形成に寄与している建築物、工作物、広告物その他の物件の所有者、設計者、施工者及び活動団体等を市長表彰する制度。市民投票制度（平成 15 年度以降）やまちづくり部門（平成 17 年度以降）の導入などさまざまな工夫を行いながら、昭和 59 年度から平成 21 年度まで（平成 15 年度以降隔年）23 回開催し、計 199 件を表彰した。

また、都市景観賞の前身であり計 20 件を表彰した都市美観建築賞（昭和 58・59 年度）や都市景観賞の趣旨は、名古屋まちなみデザインセレクションの「まちなみデザイン貢献賞」に継承されている。

(5) 名古屋まちなみデザインセレクション

景観条例 11 条（市民意識の高揚）、30 条（市長表彰）に基づき、平成 24 年度から開催している。

市民から推薦応募があった風景をもとに、市民が誇らしいと感じる風景「まちなみデザイン 20 選」を市民投票で選定するとともに、良好なまちなみの形成に貢献していると認められる建築物、工作物、広告物その他の物件及びまちづくり活動を「まちなみデザイン貢献賞」として選考し市長表彰する制度である。

主催は本市であるが、各種団体との共催も導入された。

(6) 啓発事業

都市景観賞やまちなみデザインセレクション以外にも景観啓発のさまざまなイベントを実施している。

建設省が10月4日を「都市景観の日」として定めたのを契機に平成2年に本市で開催された「アーバンデザインフェア」の中で行われたタウンウォッチングは好評であったことから平成5年まで実施された。

また、近年の事例では、平成16年度には、納屋橋からスカイオアシス栄までの広小路一帯において、街と優れた都市景観を見て歩くウォークラリーを開催した。18年度には、「文化のみち」にある小学校の5年生2クラス80名を対象に景観教育を実施。20年度には、「まちづくりの楽しさを知る」活動体験講座として、緑区でまちづくり活動をしている「花水緑の会」による講義と花植え活動の体験のほか、都市景観賞と市政資料館会館20周年合同企画展を実施。22年度には、パネル展のほか「親と子の都市と建築講座（共催：日本建築学会東海支部）」を実施した。平成23年度には、「COOL NAGOYA」名古屋をよく知る外国人に名古屋のCOOL・NOTCOOLな景観・歴史・デザインをテーマに討論会を開催した。平成24年度には「COOL NAGOYA2」として、まちなみデザインセレクションの応募風景と母国の風景を題材に、外国人による討論会を開催した。

10-9 屋外広告物

良好な景観の形成や風致の維持、公衆に対する危害を防止するために、屋外広告物の表示の場所及び方法並びに屋外広告物を掲出する物件の設置及び維持について、屋外広告物法で必要な規制の基準を定めている。

屋外広告物法により、屋外広告物行政は都道府県（指定都市、中核市の区域にあっては指定都市、中核市）の事務とされており、本市では名古屋市屋外広告物条例（以下、広告条例）を制定し、規制を行っている。

(1) 屋外広告物

屋外広告物法及び広告条例により、規制の対象となる屋外広告物とは、常時又は一定の期間継続して屋外で公衆に表示されるものであって、看板、立看板、はり紙及びはり札並びに広告塔、広告板、建物その他の工作物等に掲出され又は表示されたもの並びにこれらに類するものをいう。

その表示する内容が、営利的な商業広告だけでなく非

営利的なものであっても、上記の要件をすべて満たすものであれば、屋外広告物となる。

(2) 屋外広告物の規制

① 許可

広告条例により、本市域内において屋外広告物の表示等を行うとする者は、原則として市長の許可を受けなければならない（平成24年度許可件数9,246件）。

また、広告物の種類ごとに、表示又は設置の場所、位置、形状、色調などの規格が設定されており、屋外広告物の表示等をする場合はその規格によらなければならない。さらに、大規模な広告物を掲出する場合の基準がある。

② 禁止地域

広告条例により、屋外広告物の表示等が禁止されている主な地域及び場所として、都市計画法の規定による第一種低層住居専用地域・第二種低層住居専用地域及び風致地区、都市公園法の規定による都市公園、市長が指定する道路及び鉄道等の区間並びにこれに接続する地域などがある。

③ 禁止物件

広告条例により、屋外広告物の表示等が禁止される主な物件として、橋りょう、街路樹、信号機、道路標識、電柱、街路灯柱などがある。

④ 地域特性を生かす制度

地域の特性にあった屋外広告物の表示・掲出をめざして、広告物活用地区、総量規制及び広告物協定の各制度を設けている。

(3) 違反に対する措置

市長は、広告条例に違反した屋外広告物の表示等を行っている者に対して、風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止するために、除却等の措置を命ずることができる。

この措置を命ぜられた相手方が、その措置に対する義務を履行しないときは、市長は、行政代執行法に基づく手続により、その措置を自ら、又は委任した者等により行うことができる。

ただし、広告条例に違反した広告物が一定の要件に該当するはり紙、はり札、立看板等であるときは、屋外広告物法により簡易除却措置が認められており、違反広告物パトロール等で発見したものについて除却を実施している（平成24年度除却件数10,099件）。

(4) 市民との連携

① 町を美しくする運動

「町を美しくする運動」と連携して、違反広告物の多い地区や重点学区については町美推進委員や関係行政機関と共同して合同パトロールを行っている。

② 違反広告物追放推進団体・推進員制度

市内の違反広告物を追放するため、違反広告物追放推進団体及び推進員制度を設けている。これは、市民の自主的な除却活動によるもので、公募した違反広告物追放推進団体に属する違反広告物追放推進員に、屋外広告物の権限の一部（一定要件のはり紙、はり札、立看板等の簡易除却）を委任する制度である。従来の違反広告物追放推進員制度（昭和56年発足）が、違反広告物の通報活動中心であったものを改め、平成14年に設けたものである（平成24年度違反広告物追放推進団体数54団体）。

③ 屋外広告物を考える月間

毎年9月を「屋外広告物を考える月間」として、違反広告物パトロールを強化するとともに、イベントの開催や啓発活動など各種広報施策に取り組んでいる。

(5) 屋外広告業

屋外広告物法でいう屋外広告業とは、屋外広告物の広告主から、屋外広告物の表示又は屋外広告物を掲出する物件の設置に関する工事を請け負い、屋外で公衆に表示することを業として行う営業をいう。

したがって、屋外広告物の表示等の工事を請け負わない広告代理業及び単に屋外広告物の印刷、製作等を行うだけのものは、屋外広告業には該当しない。

(6) 屋外広告業の登録

不良業者を排除し良好な業者を育成することにより、屋外広告業務の適正な運営を図り、違反広告物が表示されない体制を構築するため、屋外広告物法の改正により、平成18年7月1日から、屋外広告業に登録制度が導入された。

① 屋外広告業登録制度

本市域内で屋外広告業を営もうとする者は、市長の登録を受けなければならない（平成25年3月31日現在705業者が登録）。

② 業務主任者の設置

屋外広告業の登録を受けようとする者は、屋外広告士の試験に合格した者、都道府県等の行う講習会の課程を修了した者など、一定の知識を有する者を営業所ごとに

置かなければならない。

④ 屋外広告物講習会

屋外広告物に関する法令・表示の方法・施工について、愛知県と輪番で隔年開催している（平成25年3月31日現在2,924名が修了）。

10-10 その他の事業

(1) 久屋大通公園・モニュメント設計競技

久屋大通公園周辺においては、昭和58年に都市景観整備モデル地区に指定し、公園部・歩道部の整備や沿道の建築行為の指導助言などを行っていたが、同公園の広小路以南においては、バスターミナルで分断されていたことや、魅力的な演出装置が少なかったことなどから、都心にふさわしい公園として再整備することが求められ、また同時期に、復興事業の収束を記念するモニュメントの設置が計画されていた。

このような中、昭和64年（平成元年）が市制100周年の節目にあたるのを機に、久屋大通公園南部及び復興事業収束記念モニュメントを名古屋のシンボル空間にふさわしいものとするため、賞金総額1,000万円（優秀賞400万円）の設計競技を実施した。

全国から148件の応募があり、審査委員長の黒川紀章氏のほか、市長など計9人で構成される審査委員会において、4次審査まで行い、優秀賞のほか2等・3等、佳作5件が決定した。

設計競技の事務局は、計画局都市景観室、計画局監理課、農政緑地局緑地施設課で、事業は農政緑地局が実施した。

(2) スポット景観整備事業

スポット景観整備事業は、それまで主に都心部を中心に進めてきた景観整備を市内全区の主要な地区に対象を広げ、それぞれの地域特性を生かしたまちづくりを目標に名古屋市全体の景観向上を図る目的として開始したものである。昭和61年度に「イメージアップマイタウン計画」として千種区からスタートし、昭和63年度に策定した名古屋市新基本計画の中で「スポット景観の整備」として位置づけられ、事業名称を改め、各区1箇所整備し、平成10年度の昭和区・御器所地区を最後に全16地区の整備を完了した。

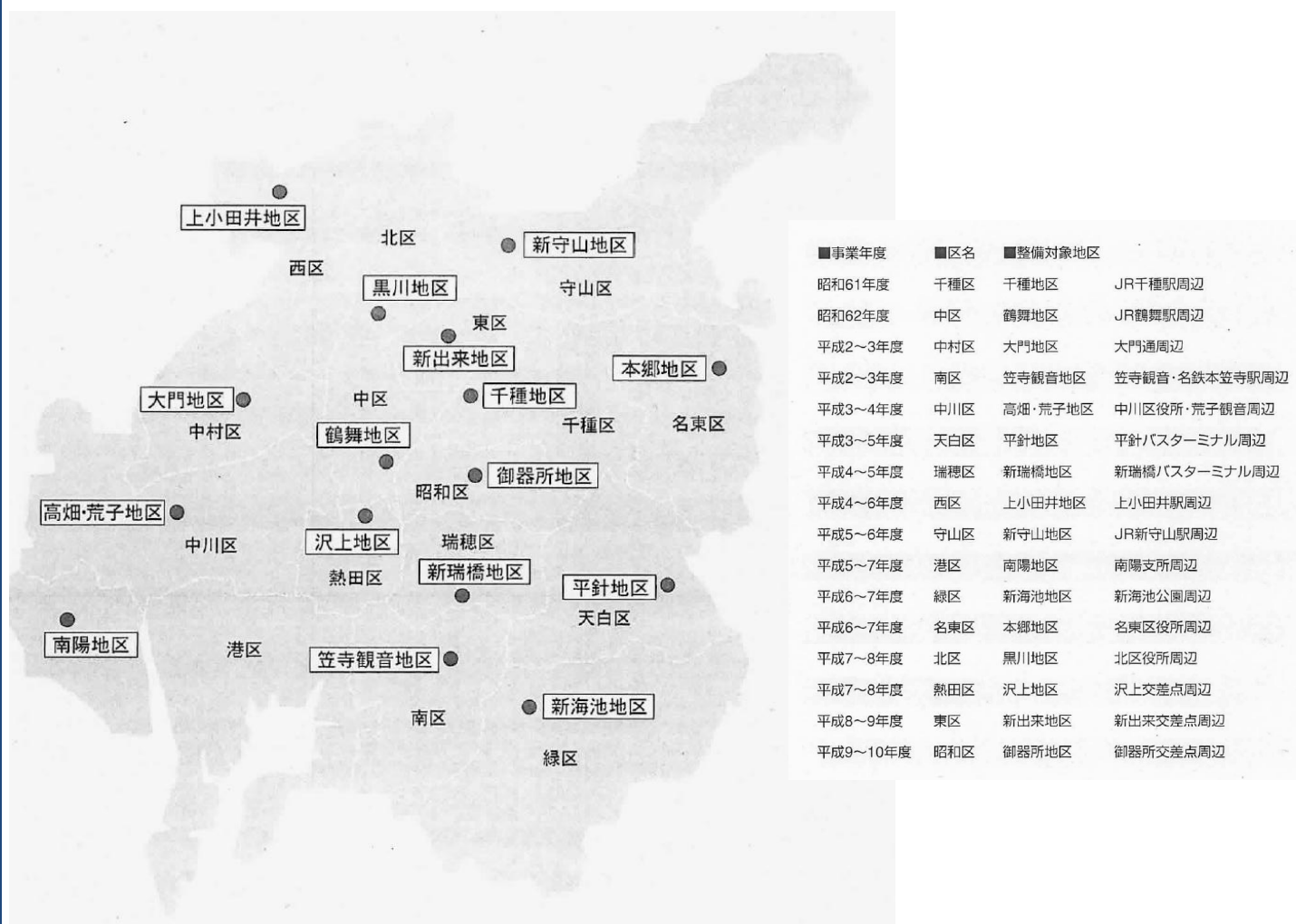


図2-10-17 スポット景観整備事業一覧

(3) 歩行者系サインマニュアル

本市では昭和57年度から街路空間におけるサイン類のあり方について検討し、昭和63年4月、外国人を含めた来街者や地理に不案内な歩行者でも目的地に円滑に到達できるよう、「名古屋市歩行者系サインマニュアル」を策定し、都市景観の向上に資するデザインの案内標識を歩行者の動きに則して体系的に設置することで、わかりやすく親しみのもてるまちづくりをすすめている。

対象は、公道路面上及び公道に面して、歩行者のために市が設置する標識。ただし、公共交通機関に関するものや交通標識・道路標識など全国共通の標識令に基づくもの、観光・文化財などの案内解説、住居表示、公園・運動施設・文化施設など特定施設ゾーンに設置されるものは対象外である。

サインの種別には、①全市案内サイン（市内の主要交通結節点、観光拠点に設置）、②地域案内サイン（鉄道駅の出入口付近あるいは主要公共施設付近に設置）、③地区誘導サイン（歩行者の往来の多い幹線道路の主要交差点

に設置）、④施設誘導サイン（幹線道路上の誘導対象施設の動線の曲点に設置）、⑤単一表示サイン（幹線道路や交差点等の必要な場所に設置）の5種類があり、それぞれ目的に応じて、設置基準・掲出基準・本体デザイン・表示レイアウト等が定められている。

文字表現を助け表示対象の性格や機能をイメージ的に表現できるよう「ピクトグラム（絵文字）」を使用している。共通記号として、銀行、郵便局など16種のピクトグラムを作成しているほか、個別記号として、一般利用の多い官公庁、公立の文化・福祉・スポーツ・展示施設、著名観光地・公園・交通拠点、史跡・観光地としての有名社寺を66種のピクトグラムを作成している。

外国語表示については、原則として全ての日本語表記に英文を併記し、必要に応じてハングル、中国語、ポルトガル語を、領事館を訪れる外国人への配慮など特に必要がある場合にはその外国語を併記することとしている。